

令和7年11月定例教育委員会議録

1. 日 時	令和7年11月12日（水）午後2時00分	
2. 場 所	泉佐野市役所4階 庁議室	
3. 出席委員	教育長	奥 真弥
	教育長職務代理者	石崎 貴朗
	委 員	甚野 益子
	委 員	谷口 朋
	委 員	形部 博紀
	委 員	角 竜一
	委 員	川上 智子

4. 説明のために出席した職員の職、氏名

教育部長	南 幸代
日本遺産推進担当理事	中岡 勝
読書活動推進担当理事	大引 要一
学校給食担当理事	田中 伸宏
泉州国際マラソン担当理事	山路 功三
政策推進担当理事	福井 丈司
教育総務課長	鍵埜 和弘
教育総務課教育総務担当参事	山本 建志
教育総務課教職員担当参事	宮本 勝久
教育総務課施設整備担当参事	舛谷 忠数
教育総務課夜間中学校担当参事	本道 篤志
学校教育課長	長田 龍介
学校教育課学校指導担当参事	辻本 武司
学校教育課人権教育担当参事	渡辺 健吾
生涯学習課読書活動推進担当参事	細矢 祥代
生涯学習課鉄道のまち担当参事	峯 和弘
青少年課長	洞 義浩
スポーツ推進課泉州国際マラソン担当参事	池田 秀明
スポーツ推進課スポーツ推進担当参事	檍葉 浩司
文化財保護課世界農業遺産担当参事	高橋 和也
政策推進課政策推進担当参事	山中 忠晴
(庶務係) 教育総務課総務係長	室 拓二

5. 本日の署名委員 委 員

角 竜一

議事日程

(報告事項)

報告第32号 教育委員会後援申請について
報告第33号 教育委員会後援実施報告について

議案第19号 泉佐野市教育行政基本条例の一部を改正する条例の制定について（教育総務課）

議案第20号 泉佐野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

（教育総務課）

議案第21号 「教育に関する事務の一部を市長が管理及び執行することについて（照会）」
に対する意見について（教育総務課）

議案第22号 泉佐野市奨学金基金条例の一部を改正する条例の制定について（学校教育課）

議案第23号 給付型奨学金事務取扱要綱の一部改正について（学校教育課）

議案第24号 泉佐野市立中央図書館の指定管理者の指定について（生涯学習課）

議案第25号 泉佐野市世界農業遺産推進協議会委員の委嘱について（文化財保護課）

（午後2時00分開会）

鍵埜教育総務課長

会議開催の前に報告がございます。本日の教育委員会議には、議案第21号の説明員として、市長公室政策推進課より、福井政策推進担当理事、山中政策推進課政策推進担当参事が出席しておりますので、よろしくお願ひいたします。

奥教育長

ただ今から令和7年11月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はございません。

本日は、委員全員が出席をされておりますので、会議が成立しております。

本日の会議録署名委員は川上委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、本日の審議に入ります前に、10月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願ひいたします。

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、角委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第32号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

鍵塙教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料32に基づいて説明。

新規2件、継続5件、計7件の事業内容について一括で報告。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願ひします。

甚野委員

上から5件目の「新作能完成披露公演 第11回「ありとほし薪能」」につきまして、前回の第10回記念公演では野村萬斎さんがご出演されていたと思いますが、今回の第11回公演ではどなたがご出演されるのか現時点で決まっているのでしょうか。

大引読書活動推進担当理事

今回も野村萬斎さんがご出演されます。前回は狂言「末廣かり」でご出演されましたか、今回は狂言「佐渡狐」でご出演されるとお聞きしております。

甚野委員

是非参加させていただきたいと思います。

奥教育長

開催日が土曜日や日曜日ではなく、金曜日になっているのは野村萬斎さんにご出演いただく関係によるものですね。

大引読書活動推進担当理事

その通りです。野村萬斎さんにご出演いただくことを前提に、開催日の調整を行っております。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

形部委員

一番上の新規「キッズマネースクール おみせやさんごっこへはたらくってなーに?~」につきまして、報告資料33の後援実施報告の一番上にも「キッズマネースクール(中止)」とありますか、この2つは主催団体も異なっているので、全く別の事業ということでおよろしいですか。

大引読書活動推進担当理事

形部委員のおっしゃる通り、主催団体が異なっておりますので、全く別の事業です。大阪キッズ・マネー・スクールのグループに多くの団体が所属しており、今回はそのうちのハッピーマネー校から生涯学習課宛に後援申請があつたものです。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

川上委員

上から3番目の「第7回みんなの居場所カフェ～映画「こどもかいぎ」自主上映会～」につきまして、開催日が12月14日（土）と記載がありますが、12月14日は日曜日です。開催日は12月13日（土）または14日（日）のどちらでしょうか。

長田学校教育課長

資料の誤りのため修正いたします。開催日は12月13日（土）でございます。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第32号を終わります。

次に、報告第33号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

鍵埜教育総務課長

報告第33号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。

報告資料33「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。

報告件数は今回8件でこれらは以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料33をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第33号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案第19号「泉佐野市教育行政基本条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

鍵埜教育総務課長

それでは、議案第19号「泉佐野市教育行政基本条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由をご説明いたします。恐れ入りますが、議案資料19の2ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正につきましては、「学校教育法」が改正され、本市の教育行政基本条例第6条において項ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。こちらは学校教育法を改正する法律の施行日と同日となっております。

なお、本議案につきましては、ご承認いただいた後に、12月定例市議会に上程いたしまして、審議いただく予定となっておりますので、ご了知ください。

説明は以上のとおりでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

奥教育長

ただいま、教育総務課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

項ずれによる改正ですね。

鍵埜教育総務課長

その通りです。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

無いようでございますので、議案第19号「泉佐野市教育行政基本条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」 の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第20号「泉佐野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。説明をお願いします。

鍵埜教育総務課長

議案第20号「泉佐野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

資料につきましては、議案資料20の2ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の改正の主旨といたしましては、先ほどご説明いたしました議案第19号「泉佐野市教育行政基本条例の一部を改正する条例の制定について」と同様に、「学校教育法」が改正され、「泉佐野市立学校の管理運営に関する規則」第3条の2において項ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

なお、この改正規則につきましては、本議案をご承認いただいた後に公布を行い、学校教育法の改正施行日と同じく、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は簡単ですが、以上のとおりでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

奥教育長

ただいま、教育総務課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

無いようでございますので、議案第20号「泉佐野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」 の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第21号「「教育に関する事務の一部を市長が管理及び執行することについて（照会）に対する意見について」を議題といたします。説明をお願いします。

鍵埜教育総務課長

それでは、議案第21号「「教育に関する事務の一部を市長が管理及び執行することについて（照会）に対する意見について」、提案理由をご説明いたします。恐れ入りますが、議案資料21をご覧ください。

今回の提案につきましては、12月に開会予定の定例市議会に上程が予定されております機構改革案につきまして、現在教育委員会に所属しております部署の移管が含まれていることに関するものでございます。

続いて恐れ入りますが、議案資料21の1ページをご覧ください。今回の移管にあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、令和7年11月7日付け泉佐市政第1783号で、泉佐野市長より教育委員会に対しまして、意見照会が提出され、本件議案とさせていただいたところでございます。

それでは、本件議案の内容につきましては、本市の組織機構を担当しております、市長公室政策推進課 山中参事よりご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

山中政策推進課政策推進担当参事

それでは、議案第21号「「教育に関する事務の一部を市長が管理及び執行することについて（照会）に対する意見について」、ご説明いたします。

本件は令和8年4月1日に予定している機構改革の実施において、文化財保護事務の所管を教育委員会から市長部局に移管する方向で検討を進めています。

このため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会のご意見をお聞きするものです。

議案資料2ページの「文化財保護課の市長部局への移管について」をご覧願います。

まず、1 経緯につきまして、国では、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であることから、文化財の継続的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成30年に同法律の一部改正を行い、教育委員会に職務権限がある文化財に関する事務を、市長部局において所管できるようにしたものであります。

次に、2 目的につきまして、市内に保有する様々な文化財を地域の重要な歴史遺産として親しみ、活用するために、観光資源化を推進することが求められています。この歴史的・文化的資産の保存・継承と本市の活性化を相乗的に推進することを目的として、シティプロモーションや、地域自治、観光等、様々な行政分野と総合的・一体的に取り組む体制を構築するため、市長部局への移管を行うものです。

3 範囲につきまして、同法律第23条第1項第1号及び第4号に規定する事務としており、具体的には、第1号では「泉佐野市立歴史館いずみさの」及び「指定文化財旧新川家住宅」の設置、管理及び廃止に関すること、第4号では文化財保護課所管業務のすべてとしています。

4 移管後の教育委員会との関係につきまして、社会教育機関等を市長部局が所管することとなった場合でも社会教育法、博物館法等に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、社会教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、定期的に既存の各種協議会、審議会等、総合教育会議及び教育委員会の会議等を通じ、教育委員会と情報を密にし、連携していく。また、条例改正や予算要望等、重要な案件については教育委員会の意見を聴取する場を設けることとしています。

5 移管先につきまして、農業、林業、漁業、商業、工業及び観光において、関係団体との連携を強化し、加えて地域の歴史や文化財を活用した景観行政を推進し、ひとの流れを生み出すことで市全体が一体となった地域資源を生かした産業の振興を推進していることから、生活産業部へ移管するものです。議案資料6ページに「生活産業部組織（案）」として、新旧対象図を添付しておりますので、参考としてください。

次に7 必要な手続き及びスケジュールにつきまして、5ページの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく関係手続フロー図」をご覧ください。教育委員会が所管することになっている文化財保護行政を市長部局で所管できるようにするために、図に示す①から⑤までの手続きが必要となります。まず、①では、同法律第29条において、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聽かなければならない」とされていることから、本日は、そのお願いとなります。ここで、同法律第23条第1項第1号から第4号までのうち、第1号として「泉佐野市立歴史館いずみさの」及び「指定文化財旧新川家住宅」の設置、管理及び廃止に関すること、第4号として文化財保護課所管業務のすべてを市長部局へ移管することについて、教育委員会の意見をいただけますようお願ひいたします。②において、教育委員会から回答を待って、③において、条例案を議案提出する予定となっております。次に④について、同法第23条第2項で「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聽かなければならない」とあり、このことについて議会は教育委員会の意見を聴き、⑤の教育委員会からの回答を待って、条例案の議案審議をするという流れになります。

最後に、本市が有する歴史・文化資源を後世に継承育成していくため、その価値を理解すること、価値をより高めること、価値を守り活かすことが重要であり、その価値を市民全体で共有し、地域活性化・観光振興に資する歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進して参りますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

簡単ですが説明は以上です。

鍵埜教育総務課長

先ほどの山中参事の説明にもございましたが、資料5ページに記載のとおり、今回の市長からの意見照会と同様に、議長からも意見照会が提出される予定となっております。本日のご意見を基にした回答書の内容にて、市議会への回答とさせていただきたく、皆さまには、併せてお諮りいたしますのでよろしくお願ひいたします。

奥教育長

ただいま、教育総務課及び政策推進課から説明がありました。

現在、文化財保護課は教育委員会の所管にありますが、今後より一層文化財の保存・活用を推進し、まちを活性化していくために、市長部局である生活産業部へ移管する手続きが行われています。移管された後も、文化財保護課は社会教育機関であることには変わりありませんので、重要な案件についてはこれまでと同様に、その都度、教育委員会議にて市長部局から説明を受け、報告事項や審議案件として諮ることになります。現在、資料5ページにある手続きフロー図の通り、市長から教育委員会の意見を求められており、今後議会からも教育委員会の意見を求められる予定です。2つとも、回答としては同様のものになりますので、本日は教育委員の皆様からご意見をいただき、また、それぞれの照会に対して回答を行ってもよいかということを確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

甚野委員

歴史館いすみきのや旧新川家住宅が今後どのような扱いになるのか簡単に説明してください。

奥教育長

運用等について説明してください。

中岡日本遺産推進担当理事

基本的な運用に変わりはありません。泉佐野市の日本遺産について文化財保護課で事務を実施していく上で、農林水産課やまちの活性課と、連携をしながら進めていくことになりますが、双方の予算の都合もありますので、簡単に申し上げれば、より一層、連携を強化するために移管されることになります。博物館施設や旧新川家住宅等の社会教育施設は法律上、社会教育機関に変わりはありませんので、教育委員会からは離れることになりますが、各種会議等、教育委員会と関係するところには文化財課として連携させていただくことになります。基本的には場所も内容も、人も、これまでと変わらず運用されると考えていただければと思います。

甚野委員

管轄が変わるだけということですね。その方が文化財をより広く知ってもらえるようになるということですか。

奥教育長

文化財を活用していくにあたって、様々な市長部局の部署と連携したり、共同で実施したりすることも多くありますので、教育委員会よりも、市長部局としてやっていく方が良いというご理解でお願いいたします。

基野委員

どうもありがとうございます。

奥教育長

他にございませんか。

角委員

資料6ページの生活産業部組織（案）にて、教育部から生活産業部へ移るということを図で記載いただいているが、文化財保護課が教育部から離れてしまうことで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に抵触することはないのでしょうか。

中岡日本遺産推進担当理事

今回の泉佐野市における移管は、他市が先行している中で、後発での実施となります。資料3ページの8【参考】に記載の通り、泉佐野市の近隣では、堺市が既に移管しております。その他、大阪府内では枚方市や高槻市等、複数の市町村が先行で移管しております。それぞれ文化財保護法と社会教育法を守って事業を実施しておられますので、現時点では問題ないと認識しております。

中山政策推進課政策推進担当参事

記載しているのは大阪府内のみですが、その他にも都道府県では47都道府県中12団体、政令市では20団体中11団体、中核市では62団体中28団体が教育委員会から移管されています。一般市については調査できておりませんが、大きな市町村になればなるほど、移管して、文化財をどんどん観光や産業の振興、まちづくりに活かしている状況となっております。

奥教育長

大阪府はまだ移管していないのでしょうか。

中山政策推進課政策推進担当参事

大阪府はまだ移管しておりません。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

無いようでございますので、議案第21号「「教育に関する事務の一部を市長が管理及び執行することについて（照会）」に対する意見について」は、本日の会議の内容を踏まえた上で、私と事務局で文言を整理し、委員の皆様にご確認いただいた後、意見書として市長に対し回答させていただき、

また、議会から意見の照会があった際は、同様の意見書として議会に対し回答させていただくこととしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」 の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、左様に取り扱うことに決定いたしました。

次に、議案第22号「泉佐野市奨学金基金条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第23号「給付型奨学金事務取扱要綱の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

長田学校教育課長

議案第22号「泉佐野市奨学金基金条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第23号「給付型奨学金事務取扱要綱の一部改正について」併せてご説明いたします。

今回の条例及び事務取扱要綱の一部改正につきましては、将来の夢や目標にチャレンジする学生等が、経済的理由により進学や修学をあきらめることがないよう、給付型奨学金を支給するものです。

実施内容ですが、支給対象につきましては、大学・短期大学・高等専門学校の4年生、5年生・専修学校（専門課程）の学生であること、日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の第Ⅰ区分から第Ⅲ区分の奨学金を4月から継続して受給していること、当該年度の4月30日から申請日までの期間に継続して、本人又はその生計維持者が本市の住民票を有すること、また、成績値が5段階評価に換算して平均3.0以上であること、の4つの要件を満たす方が対象となります。また、給付金額は1名につき10万円で、30名に支給する予定しております。

資料22の8ページの条例の新旧対照表をご覧ください。

下線部分が追記修正箇所となっており、第16条では、今回の給付型奨学金の学生の対象の要件を、また、第19条ではこれまでの対象生徒に加え、対象学生という文言を追記しております。

続きまして、資料23の5ページの事務取扱要綱の新旧対照表をご覧ください。こちらも、下線部分が追記修正箇所となっており、今回の学生等に係る給付型奨学金を新たに設けたことにより、第2条の用語の定義、第3条で1名当たりの給付額及び給付総額、第4条で申請資格、第5条で申請に係る提出書類、第6条で選定及び通知、第7条で給付請求、及び別表を追記しております。

今後の予定としましては、条例の一部改正案が本会議で承認されましたら、12月議会に上程し、議会での議決後、速やかに周知を行い、令和8年1月5日（月）から2月13日（金）までの間、申請の受付を行います。申請受付終了後、申請要件の確認を行い、提出書類を審査し、受給者を選考します。選考結果通知後、受給者からの請求を受け、奨学金を支給します。

説明は、以上でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

奥教育長

ただいま、学校教育課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

これまで「高等学校等に進学しようとする泉佐野市立中学校の生徒の保護者」のみであった給付型奨学金の対象に、新たに「大学等に在学する者」を追加したということです。「大学等」の中には、大学や短期大学、専門学校、専修学校、高等専門学校が含まれるということですね。

長田学校教育課長

その通りです。

奥教育長

支給額はいくらでしたか。

長田学校教育課長

1人あたり年額10万円です。

奥教育長

他にございませんか。

角委員

大学院は含まれますか。

長田学校教育課長

大学院は含めておりません。

奥教育長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

甚野委員

給付型奨学金については、泉佐野市に住んでいるということと、一定の成績を修めていることが条件であるということですが、泉佐野市以外の奨学金を受給していても、条件を満たしてさえいれば泉佐野市の奨学金を受給できるということでよろしいでしょうか。

長田学校教育課長

甚野委員のおっしゃる通り、他の奨学金を受給されている方でも、こちらの奨学金を受給していくことは可能です。ただ、こちらの奨学金を受給することによって他の奨学金を受給できなくなる可能性はございますので、その点をご留意いただいた上で、申請していただければと思います。

甚野委員

わかりました。

奥教育長

他にございませんか。

石崎委員

給付の要件となる成績について、例えば成績が4段階評価である大学もある等、学校によって評価の段階が異なると思いますが、平均3.0以上かどうか計算できるのでしょうか。

長田学校教育課長

ただいま説明させていただいた平均3.0以上については、あくまで5段階評価を基準とさせていただいたものになります。石崎委員のおっしゃる通り、学校によっては評価の段階や評価の表記が異なることもあると思いますので、その場合は5段階評価に換算した上で、平均値を算出させていただくことを予定しております。

奥教育長

成績からそのまま平均値を算出するのではなく、5段階に換算してから平均値を算出するので、大丈夫ということですね。

石崎委員

大学生等は成績表を提出してみなければ、要件を満たすかどうかわからないということですか。申請手続きを保護者が学生の変わりに行うこともあると思いますが、その場合、保護者は学生がどのような成績か把握しておかなければならないということですか。

奥教育長

大学生等の場合、申請にあたっては成績証明書を提出していただく必要があります。

南教育部長

もちろん保護者の方も成績をご覧いただいた上で申請していただければよいと思いますが、学校によって6段階や5段階等異なりますが、多くの学生の方はご自身の成績が平均を満たしているかどうか、ご自分が一番おわかりかと思います。

石崎委員

成績表は大学から送付されますが、単位を取得しているかどうかはわかつても、どのような評価なのか保護者が見ても内容がわからないこともあると思います。

長田学校教育課長

成績表の内容がどのようなものかわからない場合もあると思いますが、まずは成績表をご提出いただければと思います。対象者の選定については、最初に、提出された成績表の平均値が3.0以上あるかどうかを確認し、3.0未満の方は対象から除外させていただきます。次に、残った方々の中から成績が上位の方から順に対象として選定させていただく予定としております。

奥教育長

人数に限りがあるため、このような選定方法となっていますね。

南教育部長

成績の換算等につきましては応募要項に記載させていただきまして、平均値につきましては成績の合計を科目数で割って算出するということになりますが、そのような算出方法についての説明資料も、応募要項に添付させていただきたいと思っております。

長田学校教育課長

先程、今回の給付型奨学金につきまして、日本学生支援機構の給付型奨学金を受けられていることを要件に入れさせていただいていることを説明させていただきましたが、そちらの受給要件として、1年次では高校在学時の評定平均値が3.5以上又は入学者選抜試験の成績が上位2分の1であることや、2年次では平均成績等が上位2分の1であること等がありますので、日本学生支援機構の給付型奨学金を受給されている方の殆どは泉佐野市の給付型奨学金においても対象になるのではないかと考えております。

石崎委員

日本学生支援機構の給付型奨学金を受給していることが要件であることについてはどちらに記載されていますか。

長田学校教育課長

議案資料22の4ページと、議案資料23の2ページをご覧ください。泉佐野市奨学金基金条例 第16条（2）イ及び、給付型奨学金事務取扱要綱 第4条（2）イに記載しております。

石崎委員

日本学生支援機構の給付型奨学金の対象は大学生のみでしょうか。

長田学校教育課長

泉佐野市の給付型奨学金と同じく、大学・短期大学・高等専門学校の4年生、5年生・専修学校（専門課程）の学生が対象です。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

経済的に困窮しているご家庭の子ども達が、困窮を理由に進学を諦めることのないようにしたいと考えております。

角委員

この奨学金は毎年申請できるものでしょうか。

長田学校教育課長

毎年申請できるものとなっております。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

川上委員

日本学生支援機構の給付型奨学金については、経済的な基準があり、基準を満たしていかなければ給付できないと思います。しかし、例えば両親の離婚等、様々な理由で家計が急変してしまうこともありますので、日本学生支援機構の奨学金においては、それまで経済的な基準を満たしていなかった方でも、家計急変時には申請することができるようになっていると思います。泉佐野市の奨学金でも、それまで給付の対象となっていた方の家計が急変してしまった場合、年度途中であらためて申請することはできるのでしょうか。

長田学校教育課長

日本学生支援機構の奨学金を4月から直近まで受けられていることを要件にさせていただいておりますので、家計が急変された方に関しましては、今回上程させていただいている条例や要綱等では年度途中での対応はできない形となります。

奥教育長

次の年度に申し込んでいただく形になるということですね。

長田学校教育課長

その通りです。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

無いようでございますので、議案第22号「泉佐野市奨学金基金条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第23号「給付型奨学金事務取扱要綱の一部改正について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」 の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第24号「泉佐野市立中央図書館の指定管理者の指定について」を議題といたします。説明をお願いします。

大引読書活動推進担当理事

議案第24号「泉佐野市立中央図書館の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

議案資料24をご覧ください。

はじめに、議案資料の記載内容につきまして誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げます。資料中段「1 公の施設」にて、施設の位置を「泉佐野市市場東一丁目295番地の1」と記載しておりますが、こちらは旧住所であり、正しくは「泉佐野市市場東一丁目2番1号」でございます。後程訂正して再提出いたします。申し訳ございませんでした。

では、ご説明いたします。

泉佐野市市立中央図書館の指定管理者の指定につきまして、現在の指定管理期間が今年度で5年を経過し、満了となります。

そのため、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの次の5年間について、指定管理者の公募を行ってまいりました。

公募を行った結果、こちらに記載の株式会社図書館流通センター1者のみの参加でございましたが、指定管理者選定委員の皆様にお決めいただきました選定基準を満たす提案協議がございましたので、1者のみの参加であっても、株式会社図書館流通センターを次の指定管理候補者として決定したことをご報告いたします。

資料の内容について、ご説明いたします。

1 公の施設につきまして、名称は泉佐野市立中央図書館です。こちらにつきまして、名称は中央図書館となっておりますが、各公民館の公民館図書室は中央図書館分館に当たるので、こちらに含まれています。佐野公民館、長南公民館、日根野公民館、北部公民館の図書室は分館扱いのため、中央図書館に含まれます。また、移動図書館ルリビタキにつきましても、中央図書館に含まれています。よって、佐野・長南・日根野・北部のそれぞれの公民館の図書室と移動図書館を含めて、こちらの泉佐野市立中央図書館という表記にしております。

次に、位置につきましては、泉佐野市市場東一丁目2番1号でございます。

2 指定管理者につきまして、現時点では指定管理候補者でございますが、住所は東京都文京区大塚三丁目1番1号、名称は株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子様でございます。こちらは現在の指定管理者と同一の者です。

3 指定の期間につきまして、令和8年4月1日から令和13年3月31日でございます。

本日の教育委員会にてご承認をいただけましたら、令和7年12月2日付で市議会の方には上程してまいります。

説明は簡単ですが、以上です。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

奥教育長

次の5年間の指定管理者ということですね。

ただいま、生涯学習課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

無いようでございますので、議案第24号「泉佐野市立中央図書館の指定管理者の指定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第25号「泉佐野市世界農業遺産推進協議会委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

中岡日本遺産推進担当理事

議案第25号「泉佐野市世界農業遺産推進協議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

議案資料25をご覧ください。

泉佐野世界農業遺産推進協議会委員につきまして、泉佐野市附属機関条例第3条の規定に基づき、農業遺産に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が任命することとなります。

つきましては、泉佐野市農業遺産及び世界かんがい施設遺産に関する重要事項について調査審議し、その意見を伺うために、表に掲載する通り、本市の農業・景観に実績のある4名の方を、令和7年11月1日から令和9年10月31日まで委嘱することを考えております。

説明は簡単ですが、以上です。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

奥教育長

泉佐野市世界農業遺産及び世界かんがい施設遺産の登録の推進及び活用について調査審議していただくということですね。

ただいま、文化財保護課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

無いようでございますので、議案第25号「泉佐野市世界農業遺産推進協議会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きましてその他で何かございますか。

本道教育総務課夜間中学校担当参事

前回ご報告いたしました、11月30日（日）に開催を予定しております「35年目のラブレター」上映会につきまして、開催日が近づいておりますのであらためてご案内いたします。予想以上の反響があり、当日は満員になるのではないかと予想しております。当日は先着1,000名の方にご覧いただけますので、よろしくお願ひいたします。

奥教育長

他にございませんか。

洞青少年課長

今年度の「泉佐野市成人式（二十歳のつどい）」につきまして、令和8年1月12日（月・祝）に開催いたします。資料の都合により、次回12月の定例教育委員会議にて、あらためてご説明させていただきますが、あらかじめご承知おきいただければと存じます。

奥教育長

教育委員の皆様はご予定の方、よろしくお願ひいたします。
他にございませんか。

鍵埜教育総務課長

例年実施しております教育委員会表彰につきまして、今年度は泉佐野市成人式と同じ週の土曜日、令和8年1月17日（土）に実施を予定しておりますので、ご予定の方、よろしくお願ひ申し上げます。

奥教育長

1月17日（土）の午前10時開始ですね。石崎委員には教育長職務代理者として閉会のことばをいただきますので、よろしくお願ひいたします。

石崎委員

よろしくお願ひいたします。

奥教育長

他にございませんか。

谷口委員

先日の校園長会にて、「百問繚乱」という採点支援システムの導入についてのお話がありました。既にテスト的に導入されている学校もあるというお話もありました。私は採点することは教師と生徒のコミュニケーションツールという側面もあると思っています。もし私が教師であれば、自分が出題した問題に対して子どもが一生懸命考えたものや検討したものを、AIを用いて処理することには抵抗があります。本来、子ども達にもっと時間をかけて向き合いたいものの、他にもやらなければならないことが多いことがあるため、結局は採点するということをAIに頼らなければならぬくらい忙しいのであれば、採点ではなく、様々な書類等の処理をAIにお任せした方が良いのではないかと感じています。また、百問繚乱を本日YouTubeで調べてみたところ、初期設定するのも結構大変だと思いました。百問繚乱を使ってはならないという話ではなく、そもそも学校の先生方は、テストの採点を苦痛や手間と思っているのか、もし採点するということを手間に思っているのであれば、そう思わなければならぬほど、何に追われていて、忙しいと感じているのかという部分に私は疑問を抱いています。実際に校園長会に参加させていただいて、学校の先生方について、提出しなければならない書類が本当に多くあると毎回感じておりますので、採点をAIに頼るのではなく、そちらの提出しなければならない数多くの書類をAIで処理する方が私は良いと思いました。

宮本教育総務課教職員担当参事

谷口委員のご意見の中で、いくつかポイントがあったと思いますので、それについて説明いたします。

まず、採点を手間や苦痛に思うかという点に関しまして説明いたします。ずっと手作業で採点すると、一定の物理的な時間がかかります。中学校の場合、1つの教科で、大きい学校であれば1学年で約200人分の答案に対して採点を行わなければならず、時間がかかりますので、その時間が惜しいということも要素としてはございます。しかし、それ以上の大きな要素としてあるのは、人間のすることですから、沢山手作業で採点していることで、間違いが発生しているということがございます。その間違いにもいくつか種類がありまして、1つ目が合っているのに×をしてしまうという採点の間違い。2つ目が、答案用紙に○×をつけた後に点数を集計する際、手作業であれば電卓で集計しますので、その際に集計を誤ってしまうという合計点数のつけ間違い。3つ目が、成績処理を行うために、生徒の得点をデータ入力する際、手作業であればパソコンのキーボードで1件ずつデータを入力しますので、その際に数字を押し間違えてしまうという、入力の誤りによる成績への反映の間違い。これらの間違いが怖いということがございます。また、約200人の採点をしていると、最初の1人目であれば×をつけていたものの、採点を続けているうちに、間違えている生徒があまりにも多くいると、どうしても採点基準が甘くなってしまうことがあります。採点基準にぶれが生じることはあってはならないことですが、人間のすることですから、特に記述式のような問題であり得てしまうということから、導入されているという部分がございます。

次に、採点は教員と生徒間のコミュニケーションツールであるという点につきまして説明いたします。AIでできることには限界がございます。AIが採点できるのは、あくまでも限られた問題だけでございます。例えば、「ア～オの中から選びなさい」といった記号問題や、数学であれば「この文章に当てはまる正しい数式を書きなさい」といった「 $X+Y=3$ 」のような数式を記述する問題、その他には、○×式の問題やマークシートといった記号やアルファベットを選択するような問題しか、AIは採点できず、それ以外の「織田信長」等の固有名詞を記述する問題や、国語であれば文章記述する問題等については教員が採点することには変わりはございません。もちろん、○×しか採点できないということではなく、△をつけることも可能です。また、現在は手作業で教員が答案用紙に記入している内容について、同じようにスキャンした答案用紙に入力することも可能です。例えば、採点としては△ですが、教員が答案用紙に波線を記入して「この部分が合っていれば○になった」というようなコメントを残すことがあります、そのような内容の入力もできますし、また漢字を書く問題で生徒が間違えている場合、正しい漢字を載せることもできます。教員が手作業で実施している作業は基本的に全て実施することができるとお考えいただければと思います。その上で、模範解答をシステムに取り込んだ際に配点を設定することができます。現在、成績を算定するときは観点別に評価をしておりますので、ある問題については知識・技能の配点枠として、ある問題については思考力・判断力・表現力の配点枠として設定すると、採点が終わった際には、観点別に集計がされ、合計点が算出される形になります。教員の立場としては、○×をつける手作業の手間が削減されるという部分はもちろんございますが、得点の集計や成績処理のために別のデータに移すような事務作業が軽減されるという部分がどちらかといえば重要となっております。

谷口委員のおっしゃった、テストの答案とそれに対する採点は子どもと教員とのコミュニケーションツールのひとつであるということは、まさにその通りであると思っており、百問練習の導入に

については、答案という子ども達からのメッセージをA Iで簡単に処理するというねらいではございません。もちろん教員ひとりひとりの気持ちが必要ですが、百聞繚乱の上であっても、子ども達のメッセージに対して、教員の気持ちを込めたメッセージを載せることができます。百聞繚乱を通して、採点の正確性と手間の削減には努めてまいりたいものの、これまで手作業で採点していた際の答案を通したコミュニケーションの重要性がいさきかも減るものではございませんし、手間であるからそれを辞めるというものでもございませんので、今後、各教員に対してもあらためて伝えてまいりたいと考えております。

奥教育長

よろしいですか。気持ちをきちんと込めて、評価をしますので、よろしくお願ひいたします。

他にございませんか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の12月の定例教育委員会議は令和7年12月11日木曜日、午後2時00分から、市役所4階庁議室で開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後3時00分閉会)